

公告第 22-09 号

令和 5 年 3 月 1 日

オオゼキ健康保険組合  
理事長 石原坂 多聞

## 令和 5 年度における任意継続被保険者の標準報酬月額（上限）について

健康保険法第 47 条の規定による任意継続被保険者の保険料算定に関する標準報酬月額の上限について、下記のとおり公告します。

### 記

令和 5 年度の任意継続被保険者の標準報酬月額については、次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない額をもってその者の標準報酬月額とします。

1. 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
2. 令和 4 年 9 月 30 日における当組合の全被保険者の標準報酬月額を平均した額である 301,172 円を、標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額 : [ 300,000 円 (22 等級) ]

注) 標準報酬月額が 300,000 円 (22 等級) には、報酬月額が 290,000 円以上 310,000 円未満が該当します。

以 上